平成２９年（フ）第２４号
石川県能美市小杉町イ207番地１、従前の住所石川県小松市安宅町ヲ59番地
債務者　西田　憲司（旧姓伊東）
１　決定年月日時　平成29年４月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第７６号
岐阜市祈年町２丁目20番地８
債務者　岡田真千子
１　決定年月日時　平成29年４月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３３号
兵庫県宝塚市長尾台２丁目17番３号、前住所大阪府池田市石橋１丁目12番５号　大久保ビル２Ｆ
債務者　國分　祐治
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
兵庫県伊丹市堀池１丁目６番19号　西本方、前住所大阪府池田市神田２丁目21番９号
債務者　永田　智昭
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２３号
広島県呉市広古新開１丁目２番36―207号
債務者　工房福朗こと　福田　栄一
１　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第２２号
山口県光市室積中央町８番１号　セリエトールＢ棟101号
債務者　林山いつ子
１　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第１１２号
熊本市東区新外３丁目９番38号
債務者　藤元めぐみ
１　決定年月日時　平成29年４月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２０号
福岡県宮若市大字龍徳1043番地、住民票上の住所福岡市東区和白東２丁目４番４―301号
債務者　松本　和彦
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第２６号
佐賀県唐津市半田3237番地
債務者　脇山　愛子
１　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第３０号
佐賀県唐津市神田1754番地２　県営アパート424号
債務者　鶴　　健一
１　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第３２号
佐賀県唐津市西唐津２丁目6225番地９
債務者　別宮武佐至
１　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第２２号
福岡県直方市大字下境3990番地19
債務者　古賀　利将
１　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第２３号
福岡県直方市大字下境3990番地19
債務者　古賀　　彩
１　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月22日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第３８号
青森市篠田２丁目７番８号
債務者　鈴木里花子
１　決定年月日時　平成29年４月19日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９２号
名古屋市西区新福寺町１丁目14番地　ファミール寿101号
債務者　大山　浩司
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６３号
名古屋市中区正木４丁目８番13号　金山フクマルビル、従前の住所福岡県飯塚市伊岐須192番地６　レガンツァ飯塚202号
債務者　秋枝奈津紀
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１８号
愛知県東海市荒尾町奥曽山１番地の56
債務者　大塚　健介
１　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部